

インターンシップ届出書について

注意点

- ・ インターンシップに参加する場合は、必ず行き先を大学へ報告してください。
- ・ インターンシップに参加する前に、必ず「傷害保険」と「損害賠償責任保険」の両方に加入してください。
- ・ 保険に加入していても、インターンシップ参加前に届出書を提出しない場合、学研災の保険は適用されません。
- ・ 上記で知り得た個人情報、学生のインターンシップ参加状況の把握および、本学教職員から学生への連絡及び通知に限り使用します。

保険について

< 傷害保険 >

- ・ 全学生が、入学時に「学生教育研究災害傷害保険（学研災）」に加入しています。学部生は入学後4年間、大学院生は入学後2年間有効です。
- ・ 留年等で有効期間が切れている学生は、常三島地区学生は学務部学生支援課、蔵本地区学生は所属学部の学生係・学務係で手続きをすれば加入することができます。

< 損害賠償責任保険 >

- ・ 次の学生は、入学時に「学研災付帯賠償責任保険」に加入しています。学部生は入学後4年間、大学院生は入学後2年間有効です。
 - ・ 工学部・理工学部
 - ・ 生物資源産業学部（平成29年度以降入学学生）
 - ・ 大学院先端技術科学教育部（博士前期）
 - ・ 大学院創成科学研究科（博士前期）
（地域創成専攻・臨床心理学専攻・生物資源学専攻は、令和4年度以降入学学生）
- ・ 留年等で有効期間が切れている学生、入学時に加入していない学部の学生は、常三島地区学生は学務部学生支援課、蔵本地区学生は所属学部の学生係・学務係で手続きをすれば加入することができます。

提出方法

次のいずれかの方法で提出してください。

- ・ キャリア支援室に紙で提出する。
- ・ キャリア支援室蔵本分室内に設置している「インターンシップ届出書回収箱」に投函する。
- ・ キャリア支援室宛てに電子メール（gkseisyu@tokushima-u.ac.jp）で提出する。